令和６年第３回府中町議会定例会

会　議　録（第３号）

１．開　会　年　月　日　　　　令和６年６月２１日（金）

２．招　集　の　場　所　　　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　　　令和６年６月２５日（火）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．出席議員（１５名）

議長	梶　川　三樹夫　君	副議長	橋　井　　　肇　君
２番	宮　本　　　彰　君	３番	西　山　　　優　君
４番	狩　野　雄　二　君	５番	坂　田　栄　一　君
６番	田　中　伸　武　君	７番	山　口　晃　司　君
１０番	西　　　友　幸　君	１２番	力　山　　　彰　君
１３番	三　宅　健　治　君	１４番	齋　藤　　　昇　君
１５番	益　田　芳　子　君	１７番	児　玉　利　典　君
１８番	木　田　圭　司　君		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

５．欠席議員（０名）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

６．付議事件

１　会議録署名議員の指名

２　一般質問

３　議員提出第６号議案　地方財政の充実・強化に関する意見書

４　議員提出第７号議案　戒告を行うよう求める決議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．説明のため会議に出席した者

町　　　　　　　　　　　長	寺　尾　光　司　君
副　　　　　町　　　　　長	齋　藤　哲　也　君
教　　　　　育　　　　　長	新　田　憲　章　君
総　務　企　画　部　長	井　上　貴　文　君

財　　務　　部　　長　　胡　子　幸　穂　君

福　祉　保　健　部　長　　中　本　孝　弘　君

町　民　生　活　部　長　　屋　敷　　　学　君

建　　設　　部　　長　　礒　亀　　　智　君

消　　　　防　　　　長　　新　宅　和　彦　君

教　　育　　部　　長　　増　田　康　洋　君

危　　機　　管　　理　　監　　佐　藤　伸　樹　君

福祉保健部次長兼高齢介護課長　　藤　永　美　香　君

建　　設　　部　　次　　長　　倉　崎　誠一郎　君

総　　務　　課　　長　　宮　脇　理　恵　君

管　　財　　課　　長　　正　木　　　伸　君

福　　祉　　課　　長　　箱　田　進　一　君

子　育　て　支　援　課　長　　砂　﨑　綾　美　君

健　康　推　進　課　長　　平　岡　直　美　君

環　　境　　課　　長　　相　原　一　夫　君

都　市　整　備　課　長　　高　橋　　　幹　君

区　画　整　理　課　長　　長　岡　広　憲　君

予　　防　　課　　長　　相　田　興　範　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

８．職務のため会議に出席した者

議　会　事　務　局　長　　長　西　弘　子　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

９．議事の内容

（開議　午前　９時３０分）

○議長（梶川三樹夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１５名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和６年第３回府中町議会定例会第３日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君）　御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり、会議を進めることと決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（梶川三樹夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、１８番木田議員、２番宮本議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（梶川三樹夫君）　日程第２、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第３項、視覚障害者のための音声コードの利用促進について、１６番橋井議員の質問を行います。

１６番橋井議員。

○１６番（橋井　肇君）　皆さん、おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

視覚障害者のための音声コードの利用促進について質問をいたします。

全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が２０２２年５月に施行されました。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、この法律は、障害者が社会の一員として共生することを目指して施行された法律です。具体的には、障害者が社会で障害のない人と同様に十分な情報を取得、利用し、円滑な意思疎通が行えるよう、総合的な施策を推進することを目的としてつくられたものです。

ところが、今でも視覚障害者にとっては情報の取得や利用に多くの苦労があります。内閣府のホームページには、視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は、主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報に変換して活字文章読み上げ装置を使って音声化する方法がありますとの記載があります。

事実、障害者は、自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読してもらうか、文字をコード情報に変換して、読み上げ装置やアプリで聞いています。

障害の手帳を持っている人のうち、点字が読める人は僅か１割で、ほかの疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は１６０万人との報告もあります。

全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の取得や、その利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整いつつあります。

そこで質問いたします。

日常生活用具として導入されている視覚障害者用活字文章読み上げ装置の利用状況、周知の方法について教えてください。よろしくお願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君）　おはようございます。福祉保健部長です。

１６番橋井議員の一般質問、視覚障害者のための音声コードの利用促進についてに答弁します。

御質問の音声コードとは、視覚障害者が印刷された活字情報を音声で取得できるもので、町の給付事業において福祉サービスの日常生活用具として導入しています視覚障害者用活字文書読み上げ装置を用いて活字内容を音声化できるものです。

この活字文書読み上げ装置は、視覚障害者が印刷された活字情報を音声で取得するために開発された福祉機器で、専用のソフトで音声コードを印刷物に添付すれば、４つのボタンを操作するだけで簡単に活字情報を正確に音声化します。

町内で視覚障害の手帳を所持している方は、令和５年度末時点で１４９人となっています。読み上げ装置が日常生活用具の給付対象であることは窓口において手帳交付時に案内をしているところですが、令和６年６月現在の給付実績は１件しかなく、利用は進んでいない状況です。

利用が少ない要因として、印刷物等において音声コードを添付する取組が進んでいないため、読み上げ装置があっても活用できない状況であることも考えられます。

今後も視覚障害のある方が必要に応じて福祉サービスとして音声コードが利用できるよう、読み上げ装置の給付事業を継続するとともに、障害のある人が必要なサービスの情報を受け取ることができるよう、町のホームページやＳＮＳ等の多様な媒体を活用した情報提供体制の充実を図り、情報提供のバリアフリー化を推進していきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

　１６番橋井議員。

○１６番（橋井　肇君）　１６番橋井です。御答弁ありがとうございます。

視覚障害者に対して、地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付等事業として音声コードを読み取る視覚障害者用活字文章読み上げ装置については分かりました。利用が少ないという現状でございます。

また、町での取組、印刷物等の取組等はまだ進んでないという状況であるとの答弁だったと思います。

人間の五感による視覚の割合は、視覚が８３％、聴覚が１１％、臭覚が３．５％、触覚が１．５％、味覚は１％と言われており、視覚障害の方は五感から得られる情報の８割以上得ることができず、生活においては相当な不便が生じていると考えられます。

府中町第４次障害者計画の中の基本施策、啓発広報・情報提供の充実には、障害のある人が安心して生活するためには地域住民が障害に関する正しい知識を習得することと障害者本人が必要とするサービスや支援の情報を届けることが重要であると書かれております。また、アンケート結果では、障害福祉サービスについてどのようなサービスがあるか分かりやすく情報提供してほしいという、４６．８％と約半数の人が回答しており、障害者にとって必要な情報が分かりやすく提供する体制を整備することが望まれると思います。

障害に関する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、町のホームページやＳＮＳ等、多様な媒体を活用した情報提供体制を整備し、情報バリアフリー化を推進しますというふうに書かれております。

ＩＣＴ技術は急速に進歩しております。現在は、先ほどの装置を使用しなくても音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅというものがあります。スマートフォンを二次元コードにかざすだけで印刷物の内容を読み上げてくれます。視覚障害のある方も読めるを当たり前に、また日本語が読めない外国人なども誰でも活字情報を得ることができます。

町は、情報提供体制の充実を図っていくとのことですが、音声コードには、スマートフォンでできるＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅ、こちらの活用について何か検討されていることはございますか。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君）　福祉課長です。１６番橋井議員の２回目の質問に答弁いたします。

御質問の音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅを活用することについて何か検討しているかについてでございますが、音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅは、ＱＲコードと同じ印刷物上の切手大の二次元コードで、日本語で約８００文字程度の文書情報が記録されます。専用のスマートフォンアプリを使ってスマートフォンのカメラをかざすと文書を音声で読み上げることもできます。また、活字文書読み上げ装置を用いても文書を音声で読み上げることができます。

印刷物に音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅを貼付する際には、音声コードの横に半円で切り欠きを入れることが必要となっております。音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅを発送する封筒やはがきに印字することで、視覚障害のある方が郵便の内容を認識していただくことができますが、現在、音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅを活用しての郵便物の発送や各種通知などはできておりません。

音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅの活用については、障害のある人にとって必要な情報を分かりやすく提供できること、情報提供サービスの効率化が図れることから、デジタル技術などの進展に注視し、調査・研究していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　３回目の質問ございますか。

１６番橋井議員。

○１６番（橋井　肇君）　１６番橋井です。御答弁ありがとうございます。

今後、調査・研究していきたいとの回答でございました。

近隣の東広島市では、第４次東広島市障がい者計画概要版などには音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅが使われております。先進事例の活用状況を参考にし、精査していただいて、全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけですから、音声コードＵｎｉ－Ｖｏｉｃｅの普及をまず福祉保健部より推進をお願いしたいと思います。要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、第３項、視覚障害者のための音声コードの利用促進について、１６番橋井議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第４項、高齢者（買物弱者）への生活支援対策を、１５番益田議員の質問を行います。

１５番益田議員。

○１５番（益田芳子君）　皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、このたび府中町長に就任されました寺尾町長に改めてお祝いを申し上げます。どうぞ町民のため、また府中町のますますの発展のために御尽力をいただきますよう御期待を申し上げまして、質問に入ります。

質問事項、高齢者への買物弱者生活支援対策を。

日本が今、少子高齢化社会であることは当然誰もが知り得ることであり、全国の高齢化率は令和４年１０月１日現在で２９．０％、この数字は令和５年度版高齢社会白書によるものです。

府中町における高齢化率の推移では、令和７年には高齢者人口６５歳以上は１万３，１２６人、高齢化率は２５．０％、前期高齢者６５歳から７４歳は５，４５１人、後期高齢者７５歳以上７，６７５人、令和２２年になりますと高齢化率は３０．０％と予測され、今後、高齢者世帯や高齢者の単身世帯の割合も増加すると考えられます。

そうした日本は、急速な少子高齢社会の中で、高齢者福祉、地域商業、交通確保、地域の活性化など様々な対策を必要としています。その中で、新たに買物弱者、買物困難者等が増えており、食品アクセス問題として社会的な問題となっています。

買物弱者とは、地域の過疎化が進み、近くの商店が廃業や撤退により食品や日用品など生活必需品の買物アクセスが悪くなったり、高齢化などを理由に身体的な理由で、買物をしたり、生活に必要なサービスを受けるのに困難を感じる人たちのことをいいます。

国の２０１４年調査によると、全国の買物弱者の推計値は７００万人で、２０１０年に比べて１００万人増加しており、２０１５年では８２５万人と、今後さらに増え続ける見通しとなっています。

直近の２０２０年、農林水産省の農林水産政策研究所での調査結果からは、全国で９０４万人が食料アクセス困難との報告が上がっております。この問題は、過疎地にとどまらず、交通手段の比較的豊かな中心市街地でも起きており、府中町内も例外ではありません。

また、農林水産政策研究所では、食品アクセス困難人口推計として、徒歩で無理なく買物に行ける距離を５００メートルと設定し、買物での不便・苦労を感じる人の多くが自動車を持たない６５歳以上の高齢者であることから、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買物が困難な状況に置かれている人々と定義しております。

そして、食品アクセス問題に対する市町村の取組状況を把握するため、平成２３年から全国１，７４１の市区町村を対象にアンケート調査を実施しています。主な結果では、市区町村の８７．２％が食品アクセスの問題への対策が必要と認識、そのうち９割以上の市区町村において、市区町村または民間事業者のいずれかによる対策が実施されています。

行政による対策では、中都市、小都市ではコミュニティーバス等の交通支援が最も多く、大都市では宅配や買物代行サービス等への支援が多いとされています。

現在、本町においてもコミュニティーバス等の運行は行われていますが、今後、高齢化率の増加が見込まれることから、高齢者福祉施策として買物弱者のための見守りを兼ねた移動販売等、新たな取組も必要となるのではないかと思いますが、町のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君）　福祉保健部長です。

１５番益田議員の一般質問、高齢者（買物弱者）への生活支援対策をについて答弁します。

買物弱者や買物難民は、交通手段がないことや近隣に食料品店がないなどの理由から、食料品の確保に苦慮している人を指すものですが、これらについての明確な定めはなく、国の関係省庁や自治体により、それぞれ独自に定義されています。

経済産業省は、その定義を、人口減少や少子高齢化を背景として、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人としており、農林水産省は、買物弱者の定義を、６５歳以上の者で、自宅の５００メートル圏内に生鮮食料品販売店舗がない、かつ自動車を保有しない者としています。

農林水産省実施の食品アクセス問題に関する全国市町村アンケート調査の令和６年

３月に公表されたアンケート調査によると、住民の高齢化、地元小売業の廃業問題とともに、公共交通機関の廃止等のアクセス条件の低下などを理由として、過疎地域のみならず、都市部においても食料品の円滑な供給対策が必要との認識が示されました。

この調査結果では、地域に応じた買物支援の取組として、民間事業者による移動販売や配食サービス、空き店舗を活用した常設店舗による拠点づくり、町内会運営による臨時即売所、デマンドタクシーや循環型バスなどの公共交通整備、スーパーやコンビニエンスストアの宅配・買物代行などのサービス利用などが挙げられています。

本町は、御承知のとおり、生活圏域がコンパクトで、小売店舗数も多く、最近では生鮮食料品コーナーを設置するドラッグストアやコンビニエンスストアなども増えており、高齢の方でも御自身で生鮮食料品を調達できる地域であると思われます。

また、町では毎年、生活の便利ガイドブック、ちょこっとお助け手帳を作成し、弁当、食料品、消耗品の配達店舗をはじめ、介護タクシーや公的サービスの御案内など、高齢者の方の暮らしを支える様々な情報提供を行っており、皆様から高い評価をいただいています。

交通手段につきましても、大型商業施設や小型スーパー周辺を巡回する町内循環型バス及びデマンドタクシーを運行しており、日々の食料品等の確保を含め、生活支援をしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、本町においても今後は高齢化率のさらなる上昇は避けられず、地域資源をいかに活用していくかを研究する必要があると考えています。

御質問の高齢者への生活支援対策として、今後も民間サービスをはじめとする本町のいろいろな地域資源を活用しつつ、持続可能な支援策を研究していきます。

なお、高齢者の見守りにつきましては、先日策定しました府中町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画にお示ししているとおり、高齢者自身の主体性と社会全体での支援を行う高齢者いきいき活動ポイント事業や、相談員による定期的な安否確認と生活相談を行う高齢者見守り事業などを実施しています。

今後も本町の地域性にマッチした福祉施策を展開していきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問はございますか。

１５番益田議員。

○１５番（益田芳子君）　１５番益田です。御答弁いただきありがとうございました。

２回目の質問はございません。要望をお聞きいただきたいと思います。

本町は、広島県内の市町から見ますと特段に面積の小さなまちで、コンパクトで住みよい便利なまちとして高く評価をされております。その中で、恐らく買物弱者の支援が本当に必要とされているのか、疑問を持たれている方もいらっしゃるかもしれません。しかし、実際にはたとえ小さな声であったとしても自分の欲しい食料品や日用品を手に取り、買うことのできる移動サービスの提供を待ち望んでおられる高齢者が府中町にも多くおられます。

全国的にも免許返納による買物弱者に対する支援が随時多く紹介されるようになりました。埼玉県吉見町、千葉県佐倉市、埼玉県滑川市、長野県東御市では、２０２４年より、日々の買物が困難な高齢者を支援するため、車両による定期的な移動販売を行い、身近な地域で気軽に集まれる居場所をつくるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目的として、行政と民間企業、ここではウエルシアという薬局が地域共生型の連携を目指すために協力し、運行を開始されています。販売価格は、店頭と同じで、販売日は月曜日から金曜日までの週５日、午前１０時３０分から午後４時まで、１か所２０分程度の停車販売、車両には搭載したモニターを介して、薬剤師とオンラインによる健康相談も出向き、医療品の販売も可能となっている薬局との共同事業によるものでございます。

この企業は、３９都道府県に約２，２００店舗を設ける薬局です。一例として挙げさせていただきました移動販売でございますが、このほか、１月１日に発生いたしました能登半島地震で被害を受けた石川県では、軽トラックを改装した車両が食料品や日用品の配達で活躍、被災地に寄り添う移動スーパーとして共感も呼んでおります。

高齢者の見守りについては、府中町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画が策定されました。支援事業等を基に答弁をいただきましたが、今後、高齢者をめぐる府中町の現状と推移では、２０２０年、全世帯２万１，５９７に対して、高齢者世帯８，１５６世帯、そして２０４０年に向けてさらなる高齢人口増加となる数字が示されています。

この事業計画は、社会情勢の変化に対応しつつ、多様な主体が制度・分野ごとの枠を超えた関係性を深めて、高齢者を含めた全ての人が地域全体で互いに支え合う体制づくりを目指すため、前町長が策定をされました。

このたびの町長選において寺尾町長が掲げられましたスローガンに、私がやります、暮らし心地ナンバーワン、やりたいこと・アイデアが盛りだくさんとありました。どうか新しい発想でぜひ移動販売事業についても町長の下で今後しっかり検討いただきますように、今回は要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、第４項、高齢者（買物弱者）への生活支援対策を、１５番益田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第５項、プレコンセプションケアの推進を、１５番益田議員の質問を行います。

１５番益田議員。

○１５番（益田芳子君）　本日２回目の質問に入ります。１５番益田芳子でございます。

質問事項、プレコンセプションケアの推進を。

私は、２００８年１２月に初めて一般質問以来、女性の健康については、妊婦健診の助成、風疹予防、産前・産後の包括支援、特定不妊治療費の助成、子育て支援策の拡充、産後ケア、府中版ネウボラの充実、保育所への支援等、多くの主張をし続けてまいりました。

そして、今、日本が抱える少子高齢化については、特に合計特殊出生率に対する危機的な問題解決に向け、多くの市町でも競い合うように施策が打ち出されています。

しかし、女性１人が一生に出産する子どもの数を示した出生率、令和５年の全国平均は１．２０、広島県は１．３３、府中町においては１．６５で、全国、広島県においても平均を上回っています。

しかし、いまだ低い傾向が続いており、結婚、出産を支援する環境はこれからも重要となります。

ここ最近、ケアをし合う社会について、兵庫県立大学の竹端寛教授は、生きづらさが広がる現代、誰もが生きやすい社会には何が必要か、様々なことを自己責任だと捉えたり、独りで解決しようとするのは限界があります。だからこそ、ケアを中心とした社会を実現することで行きやすい日本になるのではないか。

ケア中心社会とは、自分にできないことを認め、他者と共に支え合って生きる社会と言われています。そんな中でのプレコンセプションケアとは、女性やカップルに将来の妊娠のため、健康管理を提供する取組をいいます。プレコンセプションケアは、

アメリカＣＤＣ、米疾病対策予防センターが推奨し、２０１２年にＷＨＯ、世界保健機関が妊娠前の女性とカップルに医学的、行動学的、社会的な保健介入を行うことと定義をいたしました。国際的にも取組が推奨され、国では２０２１年2月９日の閣議において、成育医療等基本方針に、男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進すると定め、その後、２０２３年３月の改正により、プレコンセプションケアの目的や内容がより詳細に規定されました。

思春期・妊娠・出産等のライフステージに応じた性の健康相談支援等、これからの次世代を担う子どもの健康にもつながるとして、近年注目をされているヘルスケアの一つでもございます。

厚生労働省は、令和４年度からプレコンセプションケアを含めた性と健康の相談センター事業を全国８６か所の女性健康支援センター、不妊専門センターで実施、広島県においても、助産師による無料電話相談として、性と健康の相談センターを解説しています。

日本では、医療の発展によって妊婦死亡率や周産期死亡率は劇的に減少したと言われていますが、近年、働く女性の健康問題等として、流産、早産、２，５００グラム未満の低出生体重児、先天異常などの発生頻度が通常よりも高くなることが挙げられています。

こうした健康リスクを防ぐには、妊娠に気づいてからケアを始めるのでは遅く、妊娠前から健康状態やリスク因子を把握して早めにケアを始めるプレコンセプションケアが大切です。また、持病によって妊娠が難しい人もプレコンセプションケアによって妊娠の道が開かれるとも言われています。

女性が健康でいるための生活習慣は、女性自身が実践することはもちろんでございますが、家族や職場等の皆さんにもぜひ知っていただくことが大変重要と考えます。

そこで、プレコンセプションケアに関し、以下３点について伺います。

１、府中町における妊娠・出産の切れ目のない支援の取組に連動するプレコンセプションケアに対する認識は。

２、現在、町では妊娠前の健康管理についてどのように取り組まれているのか。

３、プレコンセプションケアの啓発は。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君）　福祉保健部長です。

１５番益田議員の一般質問、プレコンセプションケアの推進をについて答弁します。

御質問のプレコンセプションケアは、妊娠する前の女性やカップルを対象とした健康への支援として、現在、都道府県、政令指定都市、中核市が実施する性と健康の相談センター事業で行われており、広島県では、広島県助産師会が委託を受け、広島県性と健康の相談センターで実施しています。

府中町では、プレコンセプションケアに特化した取組ではありませんが、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援として、ネウボラふちゅうにおいて、妊娠中は、母子健康手帳の交付や妊娠6か月頃の妊婦さんへの電話相談を行う産前コール、マタニティ教室、出産後は、産後コールや赤ちゃん訪問や赤ちゃん広場、産後ケア事業など、対象者に寄り添いながら切れ目のない支援を行っています。

御質問の１点目、府中町における妊娠・出産の切れ目のない支援の取組に連動するプレコンセプションケアに対する認識についてですが、広島県が実施している相談支援センターでの支援を受け、女性やカップルが将来、安心・安全で健やかな妊娠・出産とつながる重要な取組であると認識しています。

御質問の２点目、現在、町では妊娠前の健康管理についてどのように取り組まれているのかについては、町では、現在、妊娠前の健康管理としましては、先天性風疹症候群予防のため、成人男性の風疹抗体検査及び定期予防接種や、成人風疹予防接種費用の一部助成、子宮頸がんの検診の受診勧奨、また１８歳から３９歳の女性に対して一般健康診査の助成を行っています。

加えて、プレコンセプションケアは、バランスのよい食事や運動、生活習慣病予防、心の健康づくり、禁煙や適正飲酒等も重要な要素とされており、これらについては町の健康づくり事業として取り組んでいます。

御質問の3点目、プレコンセプションケアの啓発につきましては、プレコンセプションケアは、妊娠前の女性だけでなく、思春期以降、全ての女性に必要なことであり、また若い世代から妊娠や性についての正しい見識を持つことが必要です。今後も国や県の動向を注視しながら、有効な啓発を研究していきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

　１５番益田議員。

○１５番（益田芳子君）　１５番益田です。３点について御答弁いただきありがとうございました。

２回目の質問も要望事項としてお聞きいただきたいと思います。

プレコンセプションケアの目的には、若い世代の健康を増進し、より質の高い生活習慣を実現してもらうこと、若い世代の男女が将来、より健康になること、若い世代の健康を増進し、健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることとされています。

先日、東京の都知事選の会見で、小池知事に東京の出生率０．９９の低下について、記者から、これからの出生率向上に向けての質問に、知事は、これからの若い人たちにあってはプレコンセプションケアが非常に大事になるとの発言もございました。東京からこうした取組が広がることを期待しております。

本町でも、これまでにも妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、特にネウボラふちゅうにおいて実施していただき、妊娠前の健康管理についても積極的に取り組んでいただいているところでございます。

国立成育医療研究センターでは、健康でいるための生活習慣として、体重、食事、運動、睡眠、ストレス、飲酒、喫煙、性感染症への予防など、現在の自分の健康状態について振り返るため、プレコンセプションシートというものを既にホームページで公開しております。ぜひ府中町においてもこういったホームページによるプレコンチェックシートを掲載していただきたいというふうに思います。

また、女性に起こりやすい病気、トラブルは、年齢とともに変化をいたします。思春期における月経異常や摂食障害では骨粗鬆症リスクも高くなります。そして、性成熟期には妊娠・出産に適した体がつくられていく時期でもあり、病気やトラブルも増え始めるのもこの時期となります。女性特有の健康課題については、将来の妊娠を考える時点から、健康実態や生活習慣を見直し、改善していくことで妊娠・出産・育児を母子ともに健康に迎えることを目的とした育児期以降の女性の健康維持にもつながるプレコンチェックによる体の状態を調べておく検査をすることも大事となっております。

こうしたプレコンチェック検査の内容については、血液や感染症に加え、年齢とともに減少していく卵子が卵巣にどの程度残っているか調べるほか、超音波検査で子宮

や卵巣の病気を確認するものなどがあります。

ただし、検査には保険が使えず、約２万円から４万円の費用がかかるため、検査をためらう女性も多いということです。府中町においてもプレコンセプションケアの積極的な普及と、早くから妊娠・出産への知識を持ち、自分の体と健康への認識を高めるため、将来の妊娠に備えて今の自分の体の状態を知っておきたい女性を対象に、検査費用の一部を助成する事業も今後ぜひ検討をしていただきたいと思います。

そして、府中町で生まれ育った未来を担う子どもたちが健康で生涯幸せな生活を過ごすことのできるまちとなりますように期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、プレコンセプションケアの推進を、１５番益田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第６項、有害鳥獣に係るセンサーカメラの設置・稼働状況について、１２番力山議員の質問を行います。

１２番力山議員。

○１２番（力山　彰君）　皆さん、おはようございます。一般質問をさせていただきます。

有害鳥獣に係るセンターカメラの設置・稼働状況について質問いたします。

有害鳥獣捕獲について、令和４年度から有害鳥獣捕獲体制を民間委託に変更して運用され、その結果、捕獲頭数が大幅に増大したということは、非常にうれしいことでございます。

その業者が箱わなを点検しに来られた際、最近の捕獲状況について聞いたところ、箱わなの周囲を歩き回っている形跡はあるものの、なかなか箱わなの中に入らない、動物の行動が分かれば箱わなに誘導するための何らかの方法を見いだせるのではないかと思うが、この箱わなにはセンサーカメラがついているものの、動作していないので、それもできないとの話でした。

カメラは、有害鳥獣の捕獲状況のみならず、習性や動態を把握・分析することができ、捕獲成果を上げる有効な手段でございます。

そこで、次の４点についてお伺いします。

１、センサーカメラと箱わなの保有台数（町所有・有害鳥獣捕獲対策協議会所有）。

２、カメラの購入時期とカメラの寿命年数。

３、実際にカメラが稼働している台数。

４、稼働させていないカメラは、なぜ稼働させていないのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（屋敷　学君）　おはようございます。町民生活部長です。

１２番力山議員からの一般質問、有害鳥獣に係るセンサーカメラの設置・稼働状況についてに答弁します。

まず、有害鳥獣捕獲の経緯について説明させていただきます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、全ての野生鳥獣の捕獲は原則禁止されています。ただし、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害が現に生じているか、またはそのおそれがあり、その防止及び軽減を図るため、広島県などの許可を受けた場合には鳥獣の捕獲が可能となり、このような捕獲を有害鳥獣捕獲といいます。

自治体による有害鳥獣捕獲は、地元猟友会など狩猟免許を有する者で捕獲班を編成し、捕獲班が自治体からの依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を実施するケースが大半であり、当町においても猟友会の会員により捕獲班を編成し、有害鳥獣捕獲事業に当たっていました。

しかし、猟友会の会員減少により、捕獲体制が取れない状況となったために、令和３年１２月に警備会社による委託に切り替え、有害鳥獣捕獲事業を継続しているところです。

有害鳥獣の捕獲頭数については、令和２年度は、イノシシ１０頭、鹿２４頭、カラス２羽の計３６個体、令和３年度は、イノシシ９頭、鹿１４頭、アナグマ１匹の計２４個体でしたが、警備会社による委託に切り替え、箱わなへの餌やりや見回りなど、箱わなの管理をきめ細やかに実施できる体制が整ったことにより、令和４年度は、イノシシ８６頭、鹿３７頭、アナグマやカラスなど１５の計１３８個体、令和５年度は、イノシシ５３頭、鹿４７頭、アナグマ、カラスなど１６の計１１６個体と、捕獲数は飛躍的に伸び、委託に切り替えたことによる効果が認められているところです。

それでは、１つ目の御質問、センサーカメラと箱わなの保有台数についてですが、現在、箱わなが１５基、センサーカメラが５台あり、その全てが府中町有害鳥獣捕獲

対策協議会が所有しているものです。

続いて、２つ目の御質問、カメラの購入時期とカメラの寿命年数についてですが、５台のセンサーカメラは全て平成３１年２月に購入しています。製品独自の寿命年数はありませんが、メーカー保証が１年となっています。なお、一般的なカメラの法定耐用年数は５年となります。

最後に、３つ目、実際にカメラが稼働している台数、４つ目、稼働させていないカメラはなぜ稼働させていないのかの御質問について併せて答弁いたします。

カメラ購入時に撮影画像をパソコンやスマートフォンに送信するため、通信ＳＩＭを同時に契約しましたが、令和６年２月でＳＩＭ契約期間が満了していることから、現在、カメラは稼働していません。

カメラ購入時は、猟友会による捕獲班を編成し、有害鳥獣捕獲を実施していた時期であり、パソコンやスマートフォンで箱わなの状況を確認することで捕獲班の出動回数を減らすなど、班員の負担軽減を図ることを目的にカメラを設置していましたが、警備会社による委託に変更したことにより、週に3回箱わなを見回り点検し、仕掛けや餌やりなどの作業を定期的に行っているため、カメラの必要性がなくなったことがカメラを稼働させていない理由となります。

今後も、委託業者、広島県や有害鳥獣捕獲の専門職員と連携を図り、センサーカメラの利用も含め、的確かつ効果的な有害鳥獣捕獲事業に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

１２番力山議員。

○１２番（力山　彰君）　答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁において、猟友会の会員減少により、捕獲体制が取れない状況となったため、令和３年１２月より、警備会社による委託に切り替え、箱わなへの餌やりや見守りなど箱わなの管理をきめ細やかに実施できる体制が整ったことにより、イノシシや鹿などの有害鳥獣の捕獲頭数が令和４年度は１３８頭、令和５年度は１１６頭と飛躍的に伸びたとの説明をいただきました。大変喜ばしいことです。

箱わなとセンサーカメラの保有台数、センサーカメラの稼働状況については、箱わな１５台、センサーカメラの台数は5台保有しているとのことでした。センサーカメラの稼働については、週3回箱わなを見守り、点検し、仕掛けや給餌などの作業を定

期的に行っているため、カメラの必要性がなくなったこと、並びに令和６年２月で通信ＳＩＭの契約期間が満了したことからも現在稼働させていないとの答弁をいただきました。

最初の質問で述べましたように、委託業者に聞いたところ、箱わなの周囲を歩き回っている形跡はあるものの、なかなか箱わなの中に入らない動物の行動が分かれば何らかの方策が見いだせるのではないかと話しておられました。センサーカメラで有害鳥獣の行動を見ることができれば、より成果向上につながるのではないかと思います。

そこで、センサーカメラの運用について２点お伺いします。

まず１点、業者に委託するなどしてセンサーカメラを再稼働することはできないでしょうか。

２点目、箱わなやセンサーカメラの購入は国の交付金が活用可能と聞いております。現在保有されているセンサーカメラは法定耐用年数の５年を超えているとのことでした。更新や台数の増加はどのように計画されているのでしょうか。

次に、委託業者に出会った際に聞いたところ、最近、鹿に対し、イノシシの捕獲頭数が少ないと感じておられます。今年３月、水分峡でイノシシが死んでいるのが見つかり、死因を調べたところ、豚熱に感染していたことが分かりました。

そこでお伺いします。

広島県内の豚熱の感染状況はどのような状況でしょうか。

また、豚熱感染により、イノシシの生息数は減少しているのか、そして人体への影響についてお伺いします。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君）　環境課長です。

１２番力山議員の２回目の御質問についてお答えします。

まず、センサーカメラの運用に関する１点目の御質問、カメラの再稼働への見解についてですが、議員御指摘のとおり、鳥獣被害抑制につながる効果的な捕獲には、餌による誘引により、鹿やイノシシの警戒心がどの程度まで低下しているか、カメラなどで確認することは有効な手段の一つと考えます。

カメラ再稼働については、従来のようにスマホやパソコンにデータを転送する必要

はありませんが、カメラはまだ使用できる状況にあるため、委託業者に貸し出すなどして効果的な有害鳥獣捕獲に役立てていきたいと考えております。

次に、センサーカメラの運用に関する２点目の御質問、カメラの更新と台数の増設についてですが、箱わなやカメラの購入に対しては上限金額はありますが、全額、国の交付金の対象となります。今後、センサーカメラの運用を図り、その有効性を確認した上で必要台数の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、広島県内の豚熱の感染状況とイノシシの捕獲頭数や人体への影響についてですが、県内では昨日の時点で広島県西部地域を中心に合計４２例の野生イノシシの豚熱の感染が確認されているところです。当町においても、令和６年３月１２日に水分峡の山中で発見された死亡した野生イノシシ１頭について、広島県西部畜産事務所で豚熱ウイルスの遺伝子検査を実施した結果、令和６年３月１５日に豚熱の感染が確認されました。

豚熱感染の影響によるイノシシの捕獲頭数の状況についてですが、当町の令和５年度のイノシシの捕獲頭数は、令和４年度より約４割減少しており、令和６年度も４月、５月とイノシシの捕獲はありませんでした。広島県が集計している県内各市町の有害鳥獣捕獲数のデータにおいても、豚熱感染確認地域でイノシシの捕獲頭数が減少しており、豚熱感染による野生イノシシの生息数減少の可能性が指摘されているところでございます。

豚熱の人体への影響について、豚熱は、豚及びイノシシの病気であり、人に感染することはなく、仮に感染した豚などの肉を食べても人体に影響はございません。なお、当町の周囲１０キロメートルに養豚場はありませんが、引き続き豚熱の蔓延防止の注意喚起を行ってまいります。

答弁は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　３回目の質問ございますか。

１２番力山議員。

○１２番（力山　彰君）　答弁ありがとうございました。

最後に、昨年、府中町有害獣防除用施設設置事業補助金交付要綱の一部改正が行われ、広報やホームページで公開されているところです。この改正により、補助金交付対象者がこれまで農林業者に限定されていたものが広く住民や団体に拡大されています。

また、この改正に合わせ、年間の予算も令和４年度の６万６，０００円から令和５年度には１５万円に増額されています。

地域の方に使いやすく、有害鳥獣対策に効果が発揮されるよう、広報活動の充実を図るとともに、補助実績に応じた予算の確保を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、第６項、有害鳥獣に係るセンサーカメラの設置・稼働状況について、１２番力山議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（梶川三樹夫君）　ここで休憩といたします。再開は１０時４０分からといたします。休憩。

（休憩　午前１０時２９分）

（再開　午前１０時４０分）

○議長（梶川三樹夫君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（梶川三樹夫君）　続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係第１項、空き家対策の取組を問う、１４番齋藤議員、空き家対策について、６番田中議員の質問を行います。

１４番齋藤議員。

○１４番（齋藤　昇君）　皆さん、改めておはようございます。１４番齋藤です。

先ほど益田議員が寺尾新町長に挨拶されましたように、私も心からお祝い申し上げます。今後、すばらしい府中町をつくっていただけるように心からお願い申し上げます。

私の質問に入らせていただきます。

空き家対策の取組を問う。

２０２４年１月１日午後４時１０分頃、石川県能登半島で最大震度７の揺れを観測する大地震が発生し、甚大な被害が出ました。特に建物被害の多かった輪島市と珠洲市では、少なくとも家屋の３割が全壊しました。

私、２０代の半ば、実は仕事の関係で石川県、北陸３県をテリトリーとして過ごさ

せていただいた経験がありまして、この地震を聞いたときは非常に心の痛む思いがしました。

倒壊や延焼した家屋の中には空き家が多くあり、家屋の撤去など災害復興を進めていく上で大きな問題が生じています。

そこで、今回は、空き家対策の現状について質問します。

令和６年４月３０日に発表された令和５年住宅・土地統計調査の速報値によれば、全国の空き家数は昨年１０月時点で９００万戸に上り、５年前の前回調査から５１万戸の過去最大となっています。そのうち、広島県の空き家数は２３万１，０００戸で、空き家率としては１５．８％と、全国平均を上回っています。

空き家は、地域の景観や治安に悪影響を及ぼすことや火災のリスクなどが指摘されますが、今回の能登半島からも分かるように、倒壊した場合の災害によるリスクも明らかとなりました。

我が府中町は、広島県の南西部に位置する町で、人口は令和６年５月１日現在、５万２，４３８人で、世帯数が２万３，９４９世帯、世帯２．１９人で面積は１０．４１平方メートルです。

当町は、全国の町で最も人口が多く、また限られた市街地に家屋が密集していることから、大地震の際は、輪島市、珠洲市のように倒壊した空き家が復旧・復興の妨げになるのではないかと懸念しています。

以上を踏まえ、次の４点について質問します。

１番、町内の空き家の現状は。

２番、空き家の状態はどのように判断されますか。

３番、危険家屋への取組は。

４番、１人世帯や高齢化が進む中、将来に向けた空き家対策は。

ということでよろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　では、次に、６番田中議員。

○６番（田中伸武君）　田中伸武です。よろしくお願いします。

空き家対策についての質問でありますけれども、事前に齋藤議員と綿密な打合せをしておるというわけでは全然ないわけで、それぞれが出した質問なんで、ダブりがあること、誠に申し訳ありませんが、お許しください。

先ほども総務省の発表資料の紹介がございましたけれども、全国で空き家が過去最

多の９００万戸、このニュース、大きく扱われましたですよね。国も対策を強化しているということで、空家等対策の推進に関する特別措置法、これ何度か改正があるわけですが、昨年の１２月にも改正されている。

倒壊の危険性の高い物件、特定空家、これは固定資産税の軽減を外すといったり、その前段階の管理不全空家、こういったものに市町への指導の勧告ができるような、そういうことも定めておるわけであります。

だから、空き家のオーナー、所有者の努力義務もあるわけですけれども、現場の市町への権限も、責任、仕事、こういうのも増えていくだろうと、そういうわけであります。

そういう状況の中で、ほいじゃあ府中町の空き家の状況はどうなんかいなということ、これが問題なんですけれども、先ほども齋藤議員も御指摘なさりましたけども、県内でも広島市や東広島市に次ぐ人口増加町、それだけ人の出入りが多い。大東建託などの例の民間アンケートでも、住みたいまちのトップに常にランキングされておると。ずっと買物の便に恵まれておると。

空き家の率は県内で最も低い９．８％と、それだけ物件の移動が結構激しくあるというわけであります。

だから、行政課題としては切実ではないと見られてもいるわけですが、そうなんだろうかと。率が低いけれども、人口と戸数は多いわけで、絶対数としては結構多いわけですよね。警戒していなければ問題は大きく広がる可能性もあると。

実際に我々の身の回りでもよく話は聞きますよね。草木が伸びて隣の家の落ち葉で迷惑しておるとか、雑草で迷惑しておるとか、そういう環境問題、あるいは最近は猫が子どもを産んでおると、スズメバチが巣をつくっておると。アナグマというのも確かに、先ほどの力山議員の質問でもありましたけども、結構住宅地のアナグマというのもよく聞きますよね。あそこの空き家に巣をつくっておるんじゃないんかいねという話も出るわけであります。

これ、昨日の新聞でびっくりしたんですけども、猫が地球温暖化で産む回数が増えとるとかというんで、野良猫も殖えよるんじゃないかという話も聞いて、あれあれ、空き家というのは案外いろんな問題はらんどるじゃのうというのを改めて知ったわけであります。

町内会でも話題になって、もちろん役場に相談して所有者に連絡して木を切っても

らうとか、いろんな措置をしてもらうということもよくやってるわけでありますけれども、そういう町内会の情報把握も併せて空き家の実態というのはある程度承知して、地域の課題として知っておったほうが対応はしやすいということになるんだろうと思います。

府中町は、空き家の率が低い、そういうときだからこそ、早めの対応ができる、そういうタイミングじゃないのかなと、そういう問題意識もあって、現状と課題、対策についてお尋ねするところであります。

まずは、第１点、先ほどの齋藤議員の御質問にもありましたけども、実際の町内の空き家の実態、それを役場がどう把握しているかと、そういう状態、状況であります。それから、最終的には解体までできる特定空家、そういう指定になったことがあるのかどうか。それから、近隣住民の苦情や情報提供、これは今どの程度起きているのか、これをまず１点伺います。

それから、第２点としては、これまでの町の取組であります。どのような対策を取ってきておるのか。過去の一般質問、５年前にも空き家の取組の質問があったときには、空き家対策連絡会議というのを庁内に設置するということが答弁であったわけですが、どんな対策を取られているのか。

それから、第３点は、町営住宅の空き家についてのお尋ねであります。府中町の公営住宅が少ないということは、住民ニーズに追いついていないということは以前から結構指摘されているところでありますけれども、空き家という観点で町営住宅の状況、入居の状況、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

以上の大きくは３点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

建設部長。

○建設部長（礒亀　智君）　おはようございます。建設部長です。

１４番齋藤議員の一般質問、空き家対策の取組を問う、６番田中議員の一般質問、空き家対策について、どちらも空き家施策に関することから、一括で答弁します。

空き家の現状については、齋藤議員、そして田中議員、両議員の御指摘のとおり、令和６年４月、総務省公表の令和５年住宅・土地統計調査の速報値では、全国の空き家数は令和５年１０月１日現在で９００万戸に上り、そのうち広島県の空き家数は２３万１，０００戸で、空き家率は１５．８％と、全国平均の１３．８％を上回って

おり、全国で２２位となっています。

また、全国の空き家数の推移は、１９９３年から２０２３年までの３０年間で約２倍となっており、そのうち賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家数は３８５万戸と、５年前と比べ、３７万戸の増加となっています。

それでは、齋藤議員からの１つ目の質問、府中町の空き家の状況はと、田中議員からの１つ目の質問、府中町の空き家の実態、その把握はについて、一括で答弁します。

先ほど説明しましたとおり、総務省令和６年４月公表の住宅・土地統計調査は速報値であり、市町別の結果については９月頃の公表予定となっていることから、今回の空き家率は直近の平成３０年統計調査の結果を引用します。

本統計調査では、本町の空き家率は９．８６％、総住宅数は２万３，９４０戸に対し、空き家数は２，３６０戸となっており、全国の平均空き家率１３．６％及び広島県の平均空き家率１５．１％に比べ、大きく下回っており、県内市町において最も空き家数が少ない結果となっています。

空き家の把握については、本町の空き家率が低いこと、これまでの相談や通報においても特定空家に該当する事案がないことから、個別調査については実施していない状況です。

また、住民苦情などの状況については、令和５年度は、家屋に関することが５件、敷地等環境に関することが５件、計１０件となっています。平成２７年の空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空き家法の施行から令和５年度末の現在の累計で計６３件、年間平均７件となっています。

続いて、齋藤議員からの２つ目の質問、空き家の状態はどのように判断されますか、３つ目の質問、危険家屋への取組はについて答弁します。

空き家の判断については、近隣などからの相談・通報により、職員が現地の状況を目視により調査を行っています。特定空家については、県策定の特定空家の指定基準に基づき、判定しています。

続いて、議員御指摘の危険家屋への取組については、空き家に関する相談などの内容と現地の状況を確認し、防災や防犯、衛生、景観面から、隣接建築物や周辺地域に悪影響を及ぼすと判断した場合は、生活環境の保全の観点から、家屋や土地所有者に対して文書により、家屋、敷地の適正管理を行っていただくよう、お願い文を送付し、所有者のほうで対応いただきます。

続いて、齋藤議員からの４つ目の質問、１人世帯や高齢化が進む中、将来に向けた空き家対策はについてです。

議員御指摘の将来に向けた空き家対策については、本町の空き家率は平成１５年住宅・土地統計調査を境に、１５．４７％から９．８６％と５．６１ポイント減少していることを踏まえ、当面、相談案件に対し、的確に対応していく現状の取組を継続することとします。

ただし、本町においても高齢化が進むことにより空き家が増加することを考慮し、引き続き法令や社会動向などの情報収集や他市町の取組など、参考にしながら研究してまいります。

続いて、田中議員からの２つ目の質問、これまでの町の取組対策連絡会議の対応について答弁します。

町のこれまでの取組としまして、空き家法に基づき、平成２７年８月に府中町空き家対策連絡会議設置要綱を策定し、空き家対策に取り組んでおります。

議員御指摘の府中町空き家対策連絡会議は、空き家対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、空き家関連の関係部署が連携し、特定空家などの指定及び行政指導などに係る方針を部局間を超えて横断的に決定する組織として設置したものです。

これまでの対策連絡会議については、平成２８年度に２回開催しており、空き家法に基づく対応手順を明確にすることを目的とし、特定空家等に対する対応マニュアルを作成しています。

この対応マニュアルは、適切な維持管理が行われていないため、老朽化が進行し、防災や防犯、衛生、景観等の面から、このまま放置すれば周辺地域に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の対応手順と関係部署の事務分掌を明確にしています。

また、本連絡会議は、家屋などの状態が著しく悪い場合、特定空家の指定の必要性を審議し、空き家法に基づく対応を検討するもので、現在まで特定空家に関する事案はなかったことから、空き家に対して本連絡会議を開催した経緯はございません。

最後、田中議員からの３つ目の質問、町営住宅の空き家について答弁します。

本町の町営住宅の入居状況につきましては、令和６年６月１日現在、町営住宅全戸数１１５戸に対して入居戸数は８７戸であり、入居率は７６％となっています。

現在、青崎東住宅２戸と本町住宅２戸の計４戸について入居募集を行っており、空

き家の見通しとしては２４戸となっています。

今後、府中町町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した施設については、建て替えによる集約化を行うこととしております。

町営住宅の健全な運営管理を図るため、住宅マスタープランにおいて引き続き検討してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

１４番齋藤議員。

○１４番（齋藤　昇君）　１４番齋藤です。本当に丁寧な御答弁ありがとうございました。

２回目の質問ですが、空き家の判断については、近隣などからの相談・通報により、職員が現地の状況により調査を行っていますとのことです。特定空家については、県策定の特定空家の指定基準に基づき判断していますとありますが、特定空家についての具体的な答弁と特定空家の府中町の現状の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問。

６番田中議員。

○６番（田中伸武君）　答弁ありがとうございました。

じゃあ、私のほうからも幾つか再質問したいと思っておりますけども、ちょっと長くなって申し訳ありません。

まずは、第１点の実態調査とその把握についてであります。

府中の空き家は、県内で最も少ない。速報値でない確定データで、平成３０年の総務省データということで、府中は９．８６％、正確に言うと、先ほども言いましたけど、県内一少ないわけですが、少ないわけではなくて、率が少ないということでありまして、実数で計算すると、平成３０年データで計算すると、町内には２，３６０戸の空き家があるということになるわけです。

もちろん賃貸用で次に貸すまでの空いとるとか、そういうのも含めてでありますけれども、２，３６０戸。

近隣で見ても海田町は１，５１０、熊野は１，８８０、ですから実数でいうと海田や熊野よりも５００とか８００とか多いということであります。もちろん率、空き家率は県内で一番低いんですけどね。

それから、個別の調査が実施してないというお答えで、そのとおりなんですけども、そもそも総務省のデータは、実際に空き家がどこにあるかを調べたデータではなくて、抽出データ、推計値なわけですよね。どうやって計算したか載っておるあれですけども、いわゆるサンプリングを掛け算してこの数に、どこどこの町には２，３６０あるんじゃないんという、そういうデータなわけですね。

こういうデータに基づいて、いろんな対策なりを考えていいのかという問題があるのではないか、より実態に近いデータを把握したほうがいいのではないかと考えるわけであります。

さらに言えば、町内でも地域によって状況が様々であります。これは、皆さんよく御存じだと思いますけども。私の住む城ケ丘とか、あるいは瀬戸ハイムとかは、坂の上のほうが空き家が多い、どうも多いんじゃないん、なかなか売り出しても売れんよというような話。

平地には賃貸物件結構あって埋まるよと言いながらでも、やっぱり石井城の密集地の中では、いや、ここ、車が入らんけ、駄目なんよ、売れんのよねと、あるいは貸せんのよねと、不動産屋も言うてこんのよねという話は聞くわけであります。そういうところに意外な、え、ここにこんなお化け屋敷がというのがあったりもするわけであります。地域によっても違う。

町内でボランティアで防災活動をされている方が最近、足で調べたデータがありまして、これ、なかなかの苦労した調査なんですけども、宮の町の３丁目、寺尾新町長の町内会のある大崎とか尾首のところですけれども、ここは空き家率が２１．４％、つまり町の平均の９．８の倍の空き家率になるわけですね。町内で見ても倍、平均より倍。それから、みくまり１丁目、ここは五反田町営住宅があるところですけども、ここは１８．８％、やっぱり町の平均の倍近い空き家率であると。

逆に意外なのが、例えば清水ケ丘は６．２％で、町の平均より低いんですね。ここは、町による交通困難地域の坂の上の団地なんですけども、意外と物件の価格が手頃だとか、あるいはデマンドタクシーの影響効果なのか、いや、はたまた町内会の活動が活発で結構住み心地がいいのか。いろんなことも考える、分析できるんじゃないかと思うわけですけども。そういう町内の地区によってもかなり違いがある、個性がある地域。

余談ですけども、ボランティアの調査では、空き家なのか、あるいはその手前なの

か、それともひきこもり高齢者が実は住んでいるのか、でも地域で埋もれているのか、そういうすれすれの境目の家も案外分かりにくいところが結構目につくということも御指摘なさっております。ひきこもり高齢者とかですね。

こうなると、これは、今度、福祉のほうの個別避難計画が今なかなか進んでないともお聞きするわけですけども、こちらにも関係する話かもしれません。

そういうことで、やはりサンプリングによる町全体の推計値だけでは分からない、やっぱり実態を調査するということが大切なのではないかと。これ、どうお考えになるのかを聞きたいと思うわけであります。

これに関してですけれども、海田町の事例、ここも府中と似て人口が増えている比較的よそに比べると若いまち、空き家率も低い、府中の９．９に次いで１０．７％、県内でも２番目に低いぐらいの空き家率が低い町ですけれども。２０１５年の特措法を受けて、２０１９年に町の空家等対策計画というのを策定しておられます。府中は、要綱を先ほど策定してマニュアルなどを定めたということですけども、海田町はもうちょっと進んでるということかもしれません。

この対策計画の策定に当たって、実態把握調査を実施されておって、国のデータ、プラス自治会の情報あるいはその他の資料を照合して、総務省で推計されたデータとほぼ同じ数の空き家調査を把握している。海田町の場合、４８０戸だったそうですけども、つまり本当の空き家ですね。ここにアンケートも実施しておる。老朽化の度合いもランクづけしておると。結構きめ細かなデータベースを構築されたわけであります。このデータを５年ごとに、または自治会情報等を加味して更新すると、それから小学校区ごとに分けて、その状況も把握しておるということであります。

海田町の担当者に聞いてみますと、海田は、空き家率は低いけれども、深刻化する前に予防的に取り組むという、そういう方針が当時あったということだそうです。データベースは非公表だけども、情報を更新する、必要に応じて庁内、庁内というのは役場庁舎内、各部署間の情報にも共有できるということであります。

調査に当たってアンケートを実施したことにより、対象者の方から除去したほうがいいのかとか、いろんなそういう相談が実際に掘り起こして役場のほうに出てきたということもあるようですね。

府中の場合は、実際に危険性があったところに連絡してお願い文を送付するということでありますけれども、海田の場合は、申出があったところへ、情報があったとこ

ろにお願い文じゃなくて、もうばっと調べたところに積極的にアンケートして情報を掘り起こすというやり方のようでありましたね。

これも町の担当者がちょっと付け加えておられたけれども、こういう取組を町がやったおかげなのかどうか、古民家の活用をするフリースペース、そういった団体が実は相次いで増えたんですよ、それ以後と。いや、この町の調査が直接影響したかどうかは分かりませんけどねと付け加えるわけですけれども。町挙げての機運醸成とか、そういう調査をやってるということで、意外な、解体ではなくて利活用のほうの動きも民間で出てきたかもしれないという話でありました。

海田町の例も挙げさせていただきましたけども、先ほどのボランティアの調査、あるいは隣町のこういう事例を目に見つけ、やはり一定の実態調査は個別調査に近い、ローラー作戦とは言いませんけども、それに近い調査が大事なんではないかと改めて思うわけであります。これについてお伺いします。

それから、もう１つ、次の再質問は、先ほどの連絡会議とかマニュアルの対応、対策についてであります。

対応を明確にするためのマニュアルをつくられている、よく分かりました。ただ、やはりマニュアルはあくまで住民側から何か申出があったと、苦情があった場合にはこうやって対応するんだよと、そういうマニュアルなわけですね。言わば守りのマニュアル、これをきちっと整備されたと。これはいいことだと思うわけでありますが、やはりこっちから攻めていく、仕掛けていくようなところが、この対応には今のところはまだないということが分かるわけであります。

特定空家も事案がないと、ひどいそういう事案がないということですけども、これもやはり近隣が申出があって初めて調査して特定空家かどうかが分かるわけでありまして、ひっそりとお化け屋敷になっておって、周りが何も言わんで、所有者もどこに行ったか分からんようになっておったら案外埋もれてしまうと、そういうお化け屋敷も、何かあそこそうじゃないのというのもあるわけであります。そういう潜在化している物件もあるかもしれません。

だから、そういうところを対応としては、解体なのか、あるいは利活用なのか、いろんな制度がある、あるいはこれからも制度ができそうだ、そういうことをＰＲする、啓発すると、そういうのも対応として必要なんではないかと、そこをいかにお考えになるかということをお聞きしたいと思います。

やり取りの中で少し情報として聞いたんですけども、県の耐震化の支援事業の中に耐震改修とともに建物解体の補助をする制度もあるそうで、これも町としてどうこれに活用するかという検討もあるやにお伺いしておるわけですが、ここも今後の見通しについてお伺いいたします。

自治体によっては結構固定資産税の課税通知を出すときにもう一斉にだんとＰＲのチラシを入れるということもあるようですね。それを見て、ああそうか、こんな制度があるんかと気づかされる所有者もいるとお聞きします。

これもちょっと私らの身内の話ですけども、香川県の坂出市に空き家を持ってて毎年固定資産税だけはせっせと払ってる。あるとき、その通知の中に空き家解体のためにこんな補助制度がありますよというのがあって、後で調べてみると１６０万円まで補助する、かなり切実な田舎町の制度だったわけですけれども、じゃあといって親戚一同、やっぱりこの家倒すかどうしようかという相談が始まると。仮に補助をもらえんでも、審査に通らんでもこの際やっちゃるかというような話がまとまったりすることもある、そういうきっかけにもなるわけであります。やはり対策としては、情報を待っておくというんではなくて、ある程度こっちから仕掛けていくことも必要なのではないかと、そういうことを考えるわけであります。

それから、もう一つ、３番目、町営住宅絡みですけども、今のところ、住宅マスタープランの中で御検討していきたいと思うわけですが、我々も特に目につくのは、老朽化したところをそのままもう空き家にして、あとは解体するという方向のところが多いわけですけども、五反田の住宅なんかは、あそこは力山議員の力もあったりしてかなり環境が改善されて安全・安心の対策がなされて、そのまま今の方針だと跡地利用未計画ですけども、案外もう一回町営住宅として活用する芽も出てきたのかなと思ったりするわけであります。

町営住宅の空き家についても、やはり個別のいろんな事情が、変化があったりするので、それは住宅マスタープランの中でぜひ再検討が求められていると思うわけでありますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

すみません、再質問でいささか長くなりましたけども、個別の調査の重要性、あるいは対策についての啓発の攻めるほうのＰＲも要るんではないかと、そして公営住宅の在り方も空き家も一部考える点があるんではないかと、そういうことを再度お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

建設部次長。

○建設部次長（倉崎誠一郎君）　建設部次長です。

１４番齋藤議員、６番田中議員からのそれぞれ２回目の御質問について、どちらも空き家施策に関することから、一括で答弁いたします。

まず、齋藤議員からの２回目の御質問、特定空家の基準についてですが、空家等対策特別措置法の第２条に定義として記載されています。特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家をいいます。

また、特定空家の府中町での現状についてですが、今まで受けた町民からの相談・通報において、現地で状況の確認等を行ったところでは、町内に特定空家に該当する事案はありませんでした。

続いて、田中議員からの２回目の御質問、全部で３点あると思います。

まず１点目、真の実態把握のため、個別調査を考えないかについてです。

空き家の実態調査につきましては、町では近隣などからの相談・通報があれば現地確認を行い、状況を把握した上で建物所有者へ連絡を行うなど随時対応しております。

また、個別調査につきましては、当町の空き家は県内で最も少ないことに加え、相談件数についても少ないことから、現在は実施しておりません。

しかし、議員御指摘のとおり、総務省の住宅・土地統計調査につきましては、指定区域のみの抽出調査であるため、町全体としては実態に即していない可能性があります。そのため、当町の地域状況、個別状況に見合った調査方法を先進事例を調査して検討を進めてまいりたいと考えます。

次に、２点目、補助や支援の制度など持ち主への啓発、ＰＲはどうしているかについてです。

当町では、空家等対策特別措置法の施行後、令和５年度末で９年が経過し、相談の実績としましては累計で６３件、年間７件の空き家に対する相談がありました。当町では、空き家が少ないことに加え、相談件数も少ないこと、さらには空き家に関わる解体費用の補助制度などがないことから、現在は特に空き家所有者への啓発等につい

て取り組んでいるものはございません。

しかし、一方で、崖地などに近接して建てられている住宅について、移転する場合についての支援制度はございます。現在の取組としましては、木造住宅の耐震化促進支援事業に基づき、昭和５６年５月３１日以前に着工した旧耐震基準で建てられた耐震性能が不足している住宅の補助制度について、要件等の情報収集を行っているところです。議員の御指摘のとおり、各種通知に伴うＰＲチラシ等を含め、今後どのような制度が効果的かを調査・研究してまいります。

次に、３点目、町営住宅の現在の募集状況についてです。

今月１７日より２１日までの期間で町営住宅４戸の入居募集を実施いたしました。募集状況につきましては、一般世帯向け住宅２戸に対して５件の応募、子育て世帯向け住宅２戸に対して７件の応募がありました。青崎東住宅では高齢者や住宅困窮者の応募となり、本町住宅では子育て世代の応募状況となっております。これから審査内容を精査し、入居者を決定する予定です。

最後に、五反田住宅につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、特別警戒区域に指定されており、広島県施工の砂防ダム建設における特別警戒区域の解除により、安全性が確認された段階で住宅マスタープランの方向性を再検討してまいりたいと考えております。

２つ目の質問に対する答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　３回目の質問ございますか。

１４番齋藤議員。

○１４番（齋藤　昇君）　１４番齋藤です。御答弁、本当にありがとうございました。

私は、３回目というのは要望の形で終わらせていただきます。ただ、若干申し訳ないんですが、田中議員とかぶるところがございますが、その点は御了承くださいませ。

私、２０２４年、今年の令和６年の６月２２日の土曜日に新聞のほうで記事がありましたので、ちょっとこちらのほうを御紹介させていただきたいと思います。

「住まいも「終活ノート」　国交省　空き家の増加防止で」、何か聞いたような文言ですが、国土交通省は２１日、空き家対策の一環として自身の死後に持家などをどのように処分、活用してほしいかを書き込む住まいのエンディングノートをつくったと発表した。相続した家族がどう処分していいか分からず放置することを防ぐため、あらかじめ情報を整理して家族と話し合ってもらう狙いがあると。

ノートは、全１３ページで、同省ホームページなどにＰＤＦで掲載。印刷したものを自治体や司法書士会を通じて高齢者に配布する。法務省が財産全体の処分方法を記すノートを作成しているが、不動産に特化したものを国がつくるのは初めてと見られます。

ノートには、所有したり借りたりしている建物・土地を書き出して、売却してよい、貸すのは構わないなどの意向を記してもらう。家族が対応しやすいよう、管理や修繕に関わった業者や契約書の保管場所の記入欄も設けたと。法的拘束力はないが、遺言状よりも簡単に自身の意向を見せる。

国も空き家が荒廃すれば倒壊の危険性や防犯上の問題があり、取壊しや管理、活用が近々の課題となっていると警告しています。府中町においても、将来、１人世帯や高齢・団塊の世代が７５歳を迎えています。私もその一人です。７５歳から、要介護、要支援は６５歳から７５歳に比べて７倍増加します。今後、空き家は大きく加速して増加します。出生数に対し、死亡数の増大で人口減は毎年大きく、２０４０年問題もございますが、社会問題になっています。

空き家により、木々雑草などの放置による放火の火災、隣家や道路への落ち葉、特に問題になっているのが、地域猫や、ハクビシンなどの害獣のすみかとなる、この件に関しては私も数件御相談があり、動いた実績がございます。近隣の農地や花壇への被害やふん公害など多くの問題が派生し、大きな社会問題へとさらに発展する可能性は十分あると考えます。

今後増加する空き家に対し、町の先取りした施策実行、地域の安全・安心な、より住まいやすい住宅環境が守れるよう、要望いたします。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君）　６番田中議員。

○６番（田中伸武君）　３回目の質問というより、これも指摘、そういったものにとどめさせていただきますけども、今、齋藤議員がおっしゃったように、先取りした施策というのも、これもできればお願いしたいし、私がさっき言ったように、やっぱり潜在的な情報を何か掘り起こしたり、あるいはつつくという対策もやっぱり改めて大事なんじゃないかなと思います。

さっきレッドゾーンの解体の補助の制度がありましたけども、ほかにもいろんな制

度とか仕組み、あるいは民間の業者等に対する情報のニーズとか、いろんなところで空き家を持っててよそに住んでいる人はさっぱりどうしていいんか分からない、何がどうなっておるんかも分からない、どんな制度があるかすら分からない、そういったものが結構多いと思うんで、そういう中で固定資産税の課税情報を持っている町、そして町内会やいろんなところからの情報も持っている最大の情報機関である町がそういったところを掘り起こす、あるいは隠れたニーズをつかまえると、そういったところをまずはデータベースみたいなところからつくってやっていただきたいと再度指摘して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、第１項、空き家対策の取組を問う、１４番齋藤議員、空き家対策について、６番田中議員の質問を終わります。

続いて、建設関係第２項、向洋駅周辺地区の工事期間中の安全対策と利便性向上について、１８番木田議員の質問を行います。

１８番木田議員。

○１８番（木田圭司君）　１８番木田です。多分最後の質問になるんだろうと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告に基づき、質問に入ります。

質問事項、向洋駅周辺地区の工事期間中の安全対策と利便性向上について質問いたします。

質問趣旨、向洋駅周辺地区においては、土地区画整理事業と連続立体交差事業が進められており、町並みが生まれ変わりつつあります。

連続立体交差事業については、昨年度中に、山陽本線、呉線、貨物上り線の仮線路への切替え工事が完了し、令和１２年度の完成に向けて現在は貨物下り線の切替えに向けた仮線路工事を進めているとお聞きしております。

また、土地区画整理事業についても、連続立体交差事業の事業進捗に合わせつつ、整備を進めているところと承知していますが、予定では今後７年間工事が続くこととなります。やむを得ないことではありますが、長期にわたる工事となるため、町民からの声などを踏まえつつ、安全対策や利便性を配慮した検討、対応を随時行う必要があると考えます。

ついては、現状の工事状況や対策状況等について、以下お伺いいたします。

１つ、工事による交通の影響は。

２つ目、騒音・振動対策、特に夜間工事の対策状況と問合せ等への対応は。

３つ目、通学路の安全確保や、高齢者、障害者さんなど、特に支援が必要な町民の方に対する配慮の状況は。

最後に、町民への工事の周知は。

以上４点、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

建設部長。

○建設部長（礒亀　智君）　建設部長です。

１８番木田議員からの一般質問、向洋駅周辺地区の工事期間中の安全対策と利便性向上について答弁します。

議員御指摘の向洋駅周辺地区は、明治時代の鉄道の開通により、交通の要衝として多くの産業の集積をもたらし、発展を重ねてまいりました。

しかしながら、鉄道による市街地の分断が効率的な基盤整備を阻害し、踏切遮断による慢性的な交通渋滞を引き起こすなど、地域の拠点として役割を十分発揮できない状況となっています。

このため、連続立体交差事業により、交通混雑の解消や道路・鉄道の安全性を向上させるとともに、区画整理事業により、分断された市街地の一体化を図る市街地再編を進め、両事業が連携し、安心・安全なまちづくりと広島都市圏東部地区の拠点を構築し、町南部の玄関口としてふさわしいまちづくりを推進しております。

広島市東部地区連続立体交差事業は、平成１１年３月に都市計画決定、令和元年５月に都市計画の変更、同年１０月に事業認可を取得し、事業施行期間は令和１９年度末までとなっています。工事区間はⅠ期とⅡ期に設定され、府中町側はⅠ期工事区間で令和１２年度末の完成見込みです。

令和３年６月に鉄道工事に本格着手し、令和５年４月にＪＲ山陽本線及びＪＲ呉線の上り線、令和６年２月に貨物上り線の仮線への切替えが完了しています。令和８年には全ての仮線４線の切替えが完了する予定であり、令和１２年度末の完成に向けて着実に事業を進めていると広島県から伺っております。

また、町施行の向洋駅周辺土地区画整理事業は、平成１１年３月に都市計画決定、平成１４年１１月に事業計画の決定を行い、令和１６年３月までを事業期間としております。

駅の北側は、仮線路の区域を除いておおむね完成しており、現在は駅南側の連続立体交差事業に影響のない範囲で道路及び街区整備工事を進めており、事業の進捗状況は、画地面積ベースで約７７％となっています。

引き続き、連続立体交差事業と連携し、向洋駅周辺地区の道路及び街区整備工事を進めてまいります。

それでは、議員からの御質問について答弁します。

１つ目の質問、工事による交通影響についてです。

まず、土地区画整理事業における交通影響については、今後、工事の状況により通行止めなどを行う可能性もありますが、工事案内文の配布などにより、事前の周知を徹底してまいります。

また、連続立体交差事業については、令和５年４月の仮線１線目の切替えにより、踏切の延長が長くなり、遮断時間が延長されたため、切替え当初は交通渋滞や通行方法について多くの問合せがありましたが、広島県において、混乱回避や安全確保のため、警備員の配置や路面標示などの対応を行い、現在は苦情や問合せはない状況となっております。今後も経過観察を行い、交通状況を確認しながら対策を実施することとしていると広島県から伺っています。

今後実施されます高架工事も併せ、引き続き広島県と連携を図りながら、工事や交通に関する事前の周知や交通状況の確認、必要に応じた対策を実施してまいります。

続いて、２つ目の質問、騒音・振動対策、特に夜間工事の対策状況と問合せへの対応についてです。

土地区画整理事業、連続立体交差事業ともに、低振動・低騒音型の工事用機械を使用するとともに、仮囲いを設置するなど対応を行っています。

夜間工事については、近年、町が実施した事例はございませんが、連続立体交差事業においては、施工管理により夜間工事の回数を削減するとともに、夜間工事を実施する際には事前に回覧や対象踏切への掲示等により周知していると伺っております。

また、直接、県に仮線の供用開始に伴う振動や夜間の騒音、工事の砂ぼこり、踏切の通行止めなどについて問合せがあるそうですが、その都度状況の説明や地域への周知、散水などの対策を実施していると伺っております。

今後、両事業とも夜間工事が必要となることがあるかと思いますが、事前に十分な周知を行い、広島県と連携し、安全に工事を実施してまいります。

続いて、３つ目の質問、通学路の安全確保や高齢者、障害者など特に支援が必要な町民に対する配慮の状況についてです。

連続立体交差事業に伴う仮線の影響により、道路などが完成形で整備できない区域もありますが、整備済みの区間においては、必要歩道幅員の確保を行っております。また、地域からの意見を踏まえ、広島東警察署と協議を行い、路肩のカラー舗装の設置などの対策を実施しています。

最終的には、踏切の除却による平たんな歩道の連続的整備や歩道への点字ブロック設置など、バリアフリーに配慮した安全な歩行空間を確保したいと考えています。

続いて、４つ目の質問、町民への工事の周知についてです。

土地区画整理事業では、年度初めに「区画整理だより」を関係者へ配布するとともに、町のホームページに、工事の予定、事業の進捗状況などを掲載しています。また、工事着手前には、町内会や近隣住民に工事の詳細について案内文を配布し、周知しております。

連続立体交差事業においても、「とうぶれんりつニュース」の発行や県ホームページへの掲載、踏切への掲示、回覧などを行い、工事の予定や進捗状況を周知していると広島県から伺っております。

これからも引き続き広島県や広島市と連携を図りながら、安全に工事を進め、町の拠点としてふさわしい向洋駅周辺の地区のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

１８番木田議員。

○１８番（木田圭司君）　１８番です。御答弁ありがとうございました。

２回目の質問で、２点ほど質問させていただきます。

まず１点目、ＪＲ向洋駅北口仮跨線橋のバリアフリー対応ということで、御存じのように階段しかない状況であります。天神川駅にもエレベーターついてますし、どこの駅にも大体エレベーターはついてると思います。こういう工事の状況があって難しいというのは重々承知なんですが、高齢者の方、障害者さん、ベビーカーに子どもを乗せた親御さんなどは、踏切を今通っておられると思います。この踏切がまた凸凹で非常に通りにくいという状況であるやにお聞きしております。こういう方への支援や

配慮が必要じゃないかというふうに思っております。

そして、もう一点、鹿籠踏切から茂陰方向に向けての道路幅員が狭く、離合が困難な状況です。影響期間は今度どの程度続くのでしょうか。３月の定例会で寺尾町長も議員として、一般質問として触れられておられましたが、離合場所や待機場所はあるものの、追加での安全対策が必要と考えます。町として何らかの対策が考えられないでしょうか。

以上２点についての質問です。

何か光る分で片側交互通行みたいにしたり、最初は何か信号でやっていたというふうにはお聞きしたんですが、たまに通るんですけれど、あんまり分からなくて、ちょっと離合ができないんで通らないようにしようという方が多分ほとんどなんじゃないんかなというふうに感じております。

そういうことで、以上の２点について２回目の質問、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　答弁。

区画整理課長。

○区画整理課長（長岡広憲君）　区画整理課長です。

１８番木田議員の２回目の質問について答弁させていただきます。

まず、１つ目の質問、ＪＲ向洋駅北口の仮跨線橋のバリアフリー対応についてです。

議員の質問にもありましたとおり、ＪＲ向洋駅の仮跨線橋には階段しか設置されていません。既存の跨線橋にエレベーターは設置されていなかったことから、町としましては連続立体交差事業の着手に当たり、新しく整備される仮跨線橋へのエレベーターの設置について、令和２年度から広島県と協議を行いましたが、高架工事中は事業進捗に合わせてホームや通路を移設するため、何度もエレベーターを移設する必要があることや、エレベーターの供用できる期間が一時的なものになり、利用者に混乱を与える可能性があること、またこれらの工事が追加になると事業期間の延伸にもつながることなどから、それらよりもできるだけ早期に工事を完成させ、住民の方への影響期間を短くするため、エレベーターを設置しないこととなったと伺っております。

利用者の方には不便をおかけいたしますが、早期の工事完成に向け、事業に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

続きまして、２つ目の質問、仮線沿いの道路の安全対策についてです。

議員の質問にもありましたとおり、鹿籠踏切から茂陰方面に向けての道路は、仮線

工事に伴い、幅員が狭く、離合が困難な状況です。

影響期間についてですが、広島県に確認したところ、高架工事の完了後に実施する都市計画道路茂陰向洋駅線の拡幅が完了するまで現在の状況が続く予定であると伺っております。

安全対策としましては、地元の要望を踏まえ、令和４年度から、広島県、広島東警察署、施工業者により検討を重ね、令和５年９月に車両検知システムを設置し、茂陰方面から鹿籠踏切方面へ向かう車両を検知し、回転灯が作動することで対向車が来ることをお知らせし、注意を促すようにしております。

車両検知システム設置後約９か月が経過しておりますが、現時点で車両検知システムに関し、１件の問合せがあるのみで、それ以降、新たな問合せはないと伺っております。

引き続き、交通状況を確認し、広島県と連携を図りながら継続的に対策の検討を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　３回目の質問ございますか。

１８番木田議員。

○１８番（木田圭司君）　広島県へ問合せが１件しかなかったということですが、多分、そういう車両検知システムというのがあるということを皆さん御存じないんじゃないんかなという気がしております。

繰り返しにはなりますが、この事業は工事期間が長期にわたります。これ以上遅れがないようにしっかりと連携をしていただき、町民からの声などを踏まえつつ、随時安全対策や利便性に配慮した検討、対応が必要と考えますので、引き続き工事進捗に合わせて継続的な安全対策と住民の利便性向上に努めていただくことをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、第２項、向洋駅周辺地区の工事期間中の安全対策と利便性向上について、１８番木田議員の質問を終わります。

よって、日程第２、一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（梶川三樹夫君）　ここで、少し早いですが、昼休憩といたします。再開は１３時からといたします。休憩。

（休憩　午前１１時４８分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（梶川三樹夫君）　休憩中の議会を再開いたします。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君）　日程第３、議員提出第６号議案、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

１７番児玉議員。

○１７番（児玉利典君）　１７番児玉でございます。

議員提出第６号議案。

令和６年６月２５日。

府中町議会議長　梶川三樹夫様。

提出者　府中町議会議員　児玉利典。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

府中町議会会議規則第１２条の規定により提出いたします。

以下、読み上げて提案とさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、多発する大規模災害への対応、対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針２０２１において、２０２１年度の地方一般財源水準を２０２４年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要を鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、２０２５年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

１．社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素

化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、より積極的な地方一般財源総額の確保を図ること。

２．とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財源措置を講じること。

３．地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

４．地方創生推進費として確保されている１兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向け、恒久的な財源とすること。

５．会計年度任用職員の制度の運用については、２０２４年度から可能となった勤勉手当の支給も含め、今後も該当職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

６．デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き十分な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加など、自治体において相当な業務負荷が予想される際は、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

７．地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和６年６月２５日。

広島県安芸郡府中町議会。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君）　なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君）　なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員１５名で、採決に加わる者１４名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君）　全会一致でございます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

では、次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（梶川三樹夫君）　議員提出第７号議案、戒告を行うよう求める決議を議題に供します。

本案は、本年５月１６日付で府中町議会議員政治倫理審査会委員長から提出された審査結果の報告により、６番田中議員に対し、審査会が必要と認める措置の勧告の内容となりますので、地方自治法第１１７条の規定により、６番田中議員の退席を求めます。

（田中議員退席）

○議長（梶川三樹夫君）　なお、本件は、府中町議会議員政治倫理条例第９条の規定に基づき、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復させるため、審査会の報告を尊重して議長が講ずるとされているものであり、去る令和６年３月１８日の第２回定例会において提案された議員提出議案と同様に、議会運営委員会委員長から提案されるものです。

それでは、提案者の説明を求めます。

１０番西議員。

○１０番（西　友幸君）　それでは、ただいま議長のおっしゃりました報告を申し上げます。

議員提出議案ですので、私のほうから説明をいたします。

議員提出第７号議案、戒告を行うよう求める決議。

これは、先ほど議長が言われました令和６年５月１６日付の府中町議会議員政治倫理審査会の報告において、審査会が必要と認め、議長に措置を勧告した内容ですので、報告の当該部分を読み上げることにより、議案の内容と提案理由の説明とさせていただきたいと思います。

審査会が必要と認める措置の勧告。

本審査会は、必要と認める措置として、議長は対象議員に対し、公開の議場において、審査会が定める戒告を行うように勧告する。

それと、一部の人がこれに反対してる人もあるようで、これについて誠に残念でございます。

なお、本件に関しては、議員提出議案ですので、通例どおり、私が議会運営委員会の委員長として提出者となったものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、提案説明を終わります。

続いて、質疑に入ります前に、ただいま除斥されています田中議員から、地方自治法第１１７条ただし書の規定によって、会議に出席して発言したいとの申出がありました。

お諮りします。

議員の申出に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君）　賛成少数でございます。

よって、田中議員の申出は否決することに決定いたしました。

続いて、質疑に入ります。

質疑の前にあらかじめ申し上げます。

本件に関しましては、先ほどの提案説明があったとおり、府中町議会議員政治倫理審査会が必要と認め、議長に措置を勧告した内容であり、当該審査会は既に審査結果を報告して任期を終了しております。したがいまして、質疑に対し、十分な答弁を得られない場合がありますが、御理解いただきますようよろしくお願いします。

それでは、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君）　なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君）　なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員１４名で、採決に加わる者１３名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君）　賛成多数でございます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、田中議員の除斥を解きます。

（田中議員着席）

○議長（梶川三樹夫君）　ただいまの議決に基づき、これより田中議員に対し、戒告文を朗読します。

田中議員に起立を命じます。

（田中議員起立）

○議長（梶川三樹夫君）　戒告文。

田中伸武議員に対し、次のように戒告します。

まず、今回審査対象となった別紙１の中に、多数派議員という言葉がありました。田中議員は、これまでも多数派議員の行動を非難するかのような表現がありましたので、審査会でも田中議員の言う多数派とは誰を指すのかという質問がありました。これに対し、おおむね多数の議員や漠然としたおおむねの議員集団と田中議員は答えています。

多数派議員の言葉が出てくるのは、改革・改善案を次々打ち出す田中議員を止めようとする多数派議員や事務局員らの強行的な議事運営・発言封じがありますという文脈にもかかわらず、多数派とは特定の議員の集団ではないようです。

田中議員と対立し、連発する改革・改善案を止めようとする特定の多数派は議会に存在しないということであれば、当然、改革・改善案の審議において賛成の議員も反対の議員も自由に入れ替わっている状況ということです。

議員が自由に表決に参加しているという中で、そのときに多数派になり、田中議員

と反対の立場となった議員は、皆、田中議員を止めようとし、強行的な議事運営・発言封じをしているようになります。しかし、常識的にそれはあり得ません。

とすれば、田中議員を止めようとする多数派議員や事務局員らの強行的な議事運営・発言封じという表現は何を指すのか。多数派が流動的と認識して素直に読めば、それが他の案件と同様、公平に審議されたとしても、賛成少数となって自分の提案が否決された場合、強行的な議事運営・発言封じがあったと田中議員は主張しているというところにたどり着きます。

これでは、田中議員が主張する強行的な議事運営・発言封じとは実際にはどういうものなのかということになります。

田中議員以外の少なくとも正副議長と議会運営委員会委員の目には、田中議員が、自分の守ろうとしない法や会議規則、議会の申合せなどを不当なものと主張したり、議長や議会事務局員に守らないよう強く要請したりしていると映ります。

ルールを守ろうとしない者には、ルールを守らせようとする者は、往々にして専横的に見えるものなのかもしれません。しかし、議長は、議会から自分に与えられた職権に基づき、議長の職務を遂行しなければならず、議会事務局員は、職において自らの義務に基づき、当然に議会のルールを守ろうとしているのです。

分かりやすいので、２月の政治倫理審査会で説明のあった一例だけを挙げます。

田中議員が再三言及する議長選挙の透明化です。

令和２年の改選後の初議会の前、議案の提出という田中議員の提案に対し、議会事務局員は、地方自治法に触れるからできないと反論しています。法に触れると指摘されても田中議員は他の新人議員の署名を受け、議案として提出しています。この議案は審議できないと他の議員が拒否し、その動議が成立したから、府中町議会は地方自治法に触れるような審議をしなくて済みました。

このとき、田中議員は、審議するよう求める動議を出しており、それが成立しなかっただけです。審議されなかったのは、多数の議員が地方自治法の規定を守ろうとし、動議という議会のルールに基づいて下された結果であって、決して田中議員の議会改革を受け入れたくないからということではありません。

実際、議会事務局員は、議案ではなく、休憩の動議を出し、休憩中に議員に説明することを田中議員に提案しています。

この提案を受け入れていれば、少なくとも拒否はされなかった可能性もあります。

しかし、田中議員は地方自治法に触れる議案を出すことを曲げなかった。今回の審査会において、法や会議規則、議会の申合せなど議会のルールを当然理解していると田中議員から説明がありました。ぜひそれを守っていただきたい。

今回の審査請求にて添付された別紙について、田中議員からどんな文章でもほじくり返してねじ曲げて解釈することはできるや、読み手が曲解するかは別問題との説明がありましたが、今回の政治倫理審査会に提出された文書の別紙１から別紙３は、一般の人が普通に読めば、田中議員の主張する審査会が間違っているとは書いていないようには読めません。政治倫理審査会が不当な事実認定をしたかのように、また不当な議会運営をした議長に対し、田中議員が追及しているかのように見える。

しかし、分かりやすい文章を書いてきたつもりの田中議員の記述は、最初の一読と時間をかけて事情や引用を調べた後では違う印象になります。例えば、別紙１における「「怒って大声を出す」、「頭脳構造を疑う」と発言などが問題視されましたが、やり取りの一部を切り取り、粘り強い議論を強要とするなど、言いがかりが少なくありません」の表現に、このときの政治倫理審査会ではこの発言を認めたのではと審査委員に聞かれれば、やってないとは書いてないと認めた上で、パワハラの定義に当たるほどではないと説明しています。

これについて、審査委員から、問題視されている言動をやっていないと主張しているように読める、続く文章も総合的にパワハラと結論づけた粗い報告と書かれれば、審査会が出していない結論を出したかのように、さらにそれを粗いとは審査会に落ち度があるように読めるとの指摘がありました。

また、最初に指摘したように、田中議員に敵対する勢力のように読める多数派も、漠然としたおおむねの議員集団という説明は、前後の文章の表現とかみ合わないものです。

念のため申し添えますが、府中町議会では、田中議員の提案に対し、不特定多数の議員がその提案の内容や方法にかかわらず、必ず反対し、田中議員と対決しているような事実はありません。

また、別紙２では、政治倫理審査会の措置の勧告に基づいて議長が行った要綱の改正について、自治法第１３８条の行政実例を示して議長に撤回・廃止を求めておきながら、引用している実例では、正副議長が共に欠けたときの事務局長の権限についてのものであり、田中議員の引用は前提が間違っているとの指摘がありました。

ほかにも、別紙２と別紙３に共通しますが、政治倫理審査会の措置の勧告について、議長に対し、陳謝文の朗読には応じられないと回答し、それで措置が終わっているはずであると主張されていますが、政治倫理審査会が求めたのは、公開の議場において審査会が求める陳謝文の朗読です。これほど明瞭に書かれた文章を読んで、公開の議場以外で個人的に議長へ回答すれば措置が終了すると理解したということが理解し難い。

田中議員は、他の自治体の議会の例を前提として理解したということのようですが、府中町議会は、他の自治体と同様に固有の自律権を持ち、常に府中町議会のルールに従って手続を進めていることを理解していただきたい。

主張や議論のため引用する言葉は、事実かつ分かりやすくなければ、自らの主張や議論を無効にし、信用を失います。田中議員の発する言葉がそのままでは信用できなければ、田中議員がかねて主張するような活発な議論はできません。議論は、相手の言葉を信用して積み重ねるものだからです。同様に、読む者に誤解を誘うような文章を配布するのは誠実な態度とは言えません。

パワーハラスメントについても同様です。今回の審査会の中で議論がありましたので指摘しますが、田中議員は、前回設置された政治倫理審査会へ、自ら認めた言動はあっても、議会事務局員のほうが議員より優位な立場にあるから自分はパワハラをしていないと主張する文書を提出しています。パワハラを構成する３要因のうち、この点が欠けているからパワハラは成立しないとの説明がなされていました。

当然ながら、パワハラかどうかは田中議員が決めることではありません。加害をした者が、それが加害かどうかを決めることはできない。議長を補佐するための立場である議会事務局員のほうが議員より優位な立場にあるという田中議員の主張を政治倫理審査会の委員は納得することができません。反論すれば納得するというものではありません。田中議員が議会事務局員に行った行為は、パワハラでなければ、職場におけるいじめに等しいものです。

また、別紙１に、事務局員が強行的な議会運営・発言封じをしたかのように記載していますが、議会事務局員を含めた一般の職員は、田中議員が一方的に文書により主張すれば、特段の設定がない限り、それが正当かどうか、自ら公的に反論する機会はまずありません。このことからも、一般の職員の職務上の行為は、議員が公に批判するのは品位のある行動とは言えません。

田中議員は、憲法は表現の自由を保障していると主張されますが、その自由は、規制する法令があることから分かるように、無制限ではありません。書いた者が別に説明を加えないと読む者に誤解を与えかねない文書の発出や、やった者がそうではないと説明しても周りにはパワハラか強要かいじめかに見える行為は、議員として議会の品位と名誉を損なう行為です。二度としないでいただきたい。

次に、陳謝文の朗読拒否についてです。

府中町議会議員政治倫理条例第９条には、議長の措置は、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復させるため行われると規定され、当然、政治倫理審査会の求める措置はこれを踏まえたものです。田中議員は、同条例の政治倫理基準の部分、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むという規定を引用し、自分はこの規定に基づき、自分の品位と名誉を損なう行為であるので、議長が求めた陳謝文の朗読を拒否したと説明されました。

しかし、議長の措置の根拠は、さきに指摘した条例の規定であるため、陳謝文を読まないという田中議員の品位と名誉を優先した選択は、田中議員がその一員である府中町議会の品位と名誉と町民の信頼を損なうことになります。

勧告に強制力はない。確かにそのとおりですが、府中町議会の議員がそれを文書に書いて配布し、議決に従わないことは、府中町議会における民主主義の根幹を揺るがす行為です。府中町議会の品位と名誉のため、このことについても指摘しておきます。

以上、田中伸武議員に対する戒告です。

令和６年６月２５日。

府中町議会議長　梶川三樹夫。

○議長（梶川三樹夫君）　田中議員の着席を求めます。

（発言する者あり）

（田中議員着席）

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可いたします。

町長。

○町長（寺尾光司君）　町長です。

６月定例議会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、私が町長就任しての初の議会であり、挨拶や一般質問の答弁を通じまして私の思いを述べさせていただきました。また、議案審議や一般質問において、皆様方の様々な御意見を伺いました。これにつきましては、今後の行政運営にしっかり生かしてまいりたいと思っております。これからも議会の皆様方に対しましては、しっかり情報提供、意思疎通を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今年の梅雨入りは随分遅れましたが、この２２日に、土曜日に梅雨入りとなりました。また、早速、その次の日曜日に大雨警報が発令されております。町は、大雨警報に対しましては警戒態勢を取りましたが、特に被害などの報告はありませんでした。これから本格的な雨のシーズンとなりますので、引き続き防災対応につきましては万全を期してまいります。

また、梅雨が明けますと猛暑の夏が待っているようでございます。議員の皆様方におかれましては、屋外での活動も増える方も多い時期と思われます。くれぐれも御自愛くださいまして、より一層の御活躍をされることを祈念いたすとともに、引き続き町政の運営に御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君）　これをもちまして、令和６年第３回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉会　午後　１時２９分）